

## 告 示

### 埼玉県川越県土整備事務所長告示第十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和二年三月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年三月二十七日

埼玉県川越県土整備事務所長 磯 田 和 彦

路 線 名	所沢武蔵村山立川線
供用開始の区間	所沢市大字山口字山下後四〇番一地 先から同市大字山口字山下後四〇番 一地先まで
供用開始の期日	令和二年三月二十七日
備 考	令和二年三月二十四日 付け埼玉県川越県土整備 事務所長告示第十号で告 示した道路予定区域の供 用開始である。延長六・ 九五メートル